

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在学する者であって、意欲及び能力が高く、かつ、経済的な理由により修学することが困難なものに対し、大学生等奨学金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって安心して子どもが育てられる環境づくりを進めるとともに、県内における優秀な人材の確保に資するために、この条例を制定することとした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

### ◇知事等の給与等の特例に関する条例（平成23年香川県条例第2号）

- 1 財政運営計画に基づき、平成23年度において、知事、副知事、病院事業の管理者等の特別職の職員及び一般職の職員の給与並びに行政委員会の委員等の報酬の減額措置を講じるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。

### ◇国営土地改良事業負担金徴収条例（平成23年香川県条例第3号）

- 1 県内において現在実施している国営土地改良事業の施行に要する費用のうち、当該国営土地改良事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条に規定する資格を有するものからその者の受ける利益を限度として負担金の一部を徴収するに当たり、その負担金に代えて、その者が組合員である当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

### ◇香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）

- 1 暴力団が、事業活動や県民生活にとって大きな脅威となっている本県の現状に鑑み、県民の安全で安心な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、暴力団の排除に関し、基本理念や県並びに県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団事務所の開設及び運営、暴力団の活動を助長する行為等を規制することにより暴力団を社会から孤立させるほか、県民等による暴力団排除活動への支援を明らかにして社会が一体となった活動の一層の推進を期するため、この条例を制定することとした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成23年7月1日から施行することとした。

### ◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第5号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成23年7月1日から施行することとした。

◇香川県職員定数条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第6号）

- 1 公益的法人へ派遣している職員の復帰等に伴い、職員の定数について実人員に沿った見直しを行うこととした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。

◇職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第7号）

- 1 技能職員のうち定年が63歳である者について、定年が60歳である他の職員との均衡等を勘案し、定年を60歳とすることとした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。

◇香川県情報公開条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第8号）

- 1 香川県住宅供給公社及び香川県道路公社が平成23年3月末で解散することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。

◇香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第9号）

- 1 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第10号）

- 1 香川県緊急雇用創出基金の対象事業を拡充し、生活困窮者等に対する生活支援に係る生活福祉資金の貸付原資に充てることができるようにするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第11号）

- 1 地域における自殺対策を緊急に強化する目的で設置された香川県地域自殺対策緊急強化基金の設置期限を平成25年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県ふじみ園条例及び香川県立川部みどり園条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第12号）

- 1 平成23年4月1日に、香川県ふじみ園が知的障害者援護施設から障害者支援施設に、香川県立川部みどり園の知的障害者更生施設が障害者支援施設に移行することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第13号）

- 1 知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとする事務を追加する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成23年9月1日から施行することとした。

◇香川県農業試験場条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第14号）

- 1 香川県農業試験場が高松市から綾歌郡綾川町に移転することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第15号）

- 1 高松港港湾施設の利用を促進するため、高松港旅客ターミナルビルの会議室の使用時間を延長することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成23年5月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第16号）

- 1 義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年第政令157号）第2条第5号の規定による額の算定方法の見直しが平成21年1月以降段階的に行われていること、他の都道府県の状況及び人事委員会の平成20年10月8日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえて、小学校、中学校、高等学校等の教員に支給されている義務教育等教員特別手当の限度額を引き下げることとした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第17号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。

◇香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第18号）

- 1 香川県立丸亀病院について、病棟再編により病床数を変更するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。

◇香川県共助の社会づくり支援基金条例（平成23年香川県条例第19号）

- 1 国の経済危機対策として交付される新しい公共支援事業交付金を受け入れ、県民が自主及び自立の精神の下、その個性や能力を発揮し、共に手を携え、支え合い、助け合える共助の社会づくりの推進に資する活動を行う特定非営利活動法人等を支援するための基金を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第20号）

- 1 国の経済危機対策として交付される介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の対象事業に高齢者等を地域において支え合う体制を整備する事業を追加するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。